

洞爺湖町宿泊税の徴収事務に関する説明会（2月16日）

質疑応答・意見

質疑1：手引き9ページ、例8について説明してもらいたい。旅館業の許可を受けた施設であっても、賃貸契約であれば宿泊税の対象外となるということでしょうか。

→ ウィークリーマンションの月単位の契約が家賃的な契約なのか、旅館業法による宿泊なのかによって判断していただく。賃貸契約であれば対象外になります。

質疑2：洞爺湖町独自として小学生以下の児童が課税対象外となっていますが、外国人の場合も年齢で判断するということでしょうか。

→ 外国人の場合も年齢が小学生未満であれば洞爺湖町宿泊税は課税対象外となります。

質疑3：複数の施設を運営している場合、申告、納税は一括して行ってもよいのか。

→ 施設ごとに行っていただきます。

質疑4：複数の施設を運営している場合、月次の報告等は施設ごとに行ったとしても、納入は合計金額で納入できるということでしょうか。たとえば10件あれば10件別々に納入するというのでしょうか。

→ 申告も納入も施設ごとに行っていただきます。

質疑5：3施設を運営していますが、特別徴収義務者申告書を提出することにより、指定番号が付与されるということでしょうか。

→ 施設ごとに指定番号が付与されます。

質疑6：提出書類の添付書類については有料（施設側で負担する）ということでしょうか。添付書類に係る費用について免除等はありませんか。

→ 免除については考えていませんので、施設側でご負担願います。

質疑7：手引き16ページの実際より過大に申告してしまった場合とありますが、逆に過小に申告してしまった場合は、5年以内であれば申告しなおすことができるということでしょうか。

→ 過小に申告してしまった場合も5年以内であれば申告しなおすことができます。

意見1：複数施設を運営している場合、申告・納入の手続きが面倒であるので、今後、複

数施設をまとめて申告・納入できる方法を検討していただきたい。また、北海道分との案分の件や、他市町村でも複数施設を運営されている方もいると思うので、北海道にも掛け合ってもらいたい。

→ 今後の検討の際には、いただいたご意見を参考に検討していきたいと考えています。

意見2：特別徴収義務者として宿泊税は徴収するが、徴収事務が煩雑で時間も取られる状況にあるので、徴収した宿泊税を有効に活用していただきたいので、どのように使われるのかということをも明らかにしていただきたい。またその使い道が有効的ではない場合には意見できる場を設けていただきたい。

→ 洞爺湖町宿泊税については使途の方向性に基づき、今後協議会等で宿泊税を具体的にどのように使うか検討し、決めていくこととなります。実際の使途については公表、周知していく考えです。